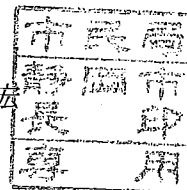


静岡市告示第 710 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 54 条第 4 項の規定による冷川土地改良事業共同施行についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を次のとおり変更するので、地方自治法第 260 条第 2 項の規定により告示する。

平成 28 年 10 月 14 日

静岡市長 田 辺 信 宏

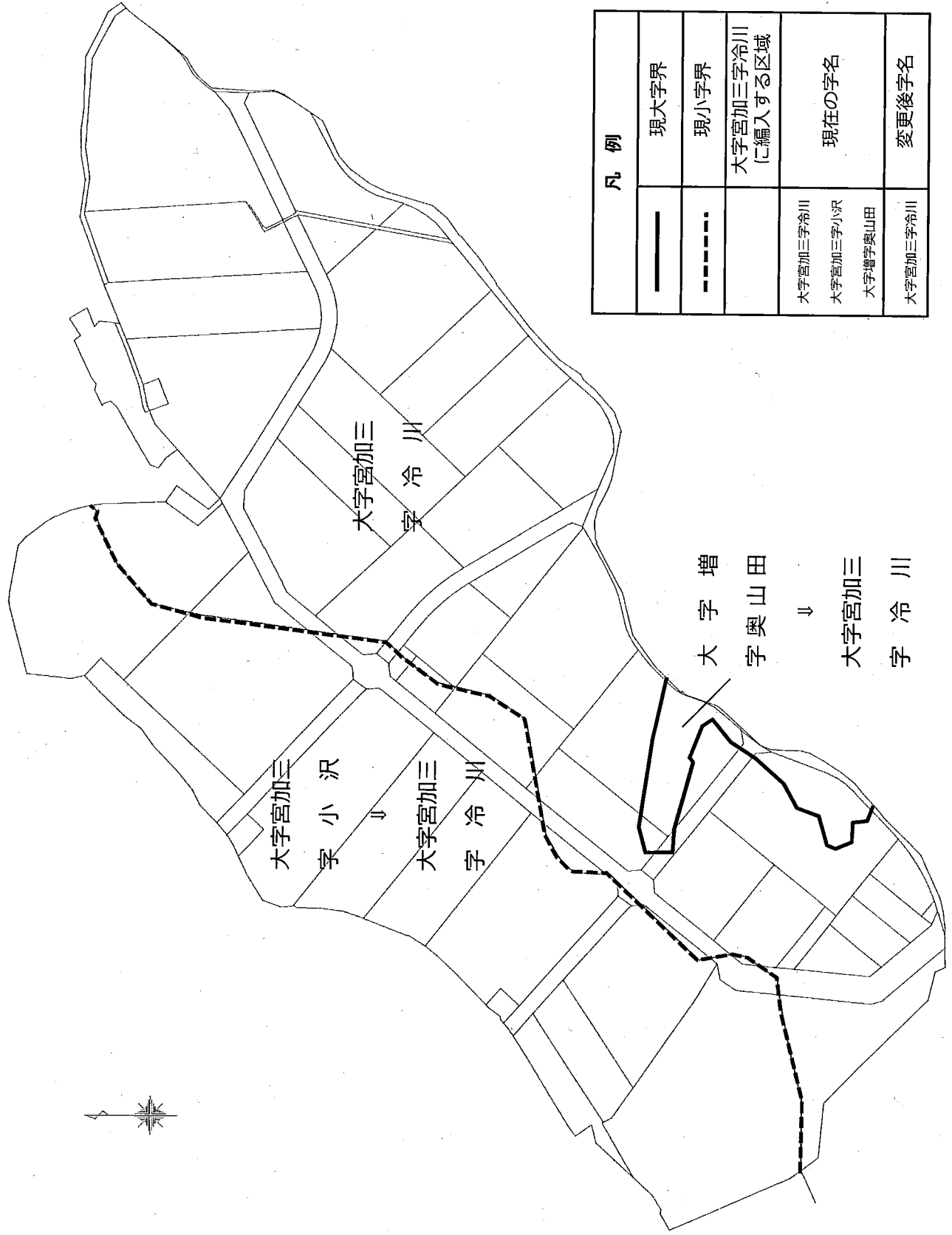


大字宮加三字冷川に編入する区域

大字増字奥山田 391 番 2、392 番 1、392 番 4、393 番 1 から 393 番 3 まで及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地、公有地の全部、大字宮加三字小沢 1033 番 2 の一部、1033 番 3 から 1033 番 8 まで、1043 番 1 から 1043 番 4 まで、1053 番、1054 番 1、1054 番 2、1054 番 3 の 1、1054 番 3 の 2、1054 番 4、1054 番 5、1055 番 1 から 1055 番 3 まで、1111 番 8、1111 番 9、1112 番 7 から 1112 番 9 まで

上記地番は、平成 28 年 6 月 6 日現在の登記簿による。

冷川土地改良事業共同施行区域 字区域変更図 (換地図)



凡 例	
—	現大字界
- - - - -	現小字界
	大字宮加三字冷川 に編入する区域
大字宮加三字冷川 大字宮加三字小沢 大字増字奥山田	現在の字名
大字宮加三字冷川	変更後字名